

## 旭市立第二中学校で講座を開催しました

2月22日から28日にかけて、旭市立第二中学校の1学年及び3学年、計8クラスの生徒を対象に家庭科の授業の一環として消費生活講座を開催しました。

主な内容は、契約の成立や効力についてのおさらいや、中学生に身近な存在であるスマートフォンに関するトラブル事例・問題点などで、みんな真剣に聴き入って、質問の時間には活発な意見が出ていました。

しっかりさんゲームも非常に盛り上がり、難しい問題にはグループ全員で考えるなど素晴らしいチームワークを発揮していました。

授業の最後にアンケートを実施し、「消費生活センターを知ることができてよかった」「何かトラブルにあったら相談します」「しっかりさんゲームがもっとやりたかった」などの意見がありました。



みんな真剣に聴き入っています。



やっぱりゲーム大好き。楽しく学びました。

## ～5月の週末出張消費生活センター～

日時 平成29年5月13日(土) 10:00～16:00

場所 ショッピングセンターサンモール 2階特設会場

○1階タワーコートで「消費生活啓発展」を開催しています。

**消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》**

旭市消費生活センター 旭市二の5127(旭市青年の家1階)

月曜日～金曜日(平日) 午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

## こんな相談がありました No.30 ～ガス契約に関するトラブルについて～

Q

ガス事業者の営業員が自宅に訪問し、「料金が今より安くなるので、契約してほしい」と説明を受けた。

料金を聞いたところ、今契約している業者よりかなり安い金額を提示された。

「今契約している業者との解約手続きや費用も負担するので、是非当社と契約してほしい」と言われたが「家族にも相談したいので少し考えさせてくれないか」と言うと「特別キャンペーン中のため期間限定です。この機会を逃すと損しますよ」と契約を急がされた。

少し疑問を抱いたのでこの時は契約しなかったが、本当に説明どおりの内容であれば契約したい。注意点などはないか。



A

ガス事業者が、契約当初極端に安い価格設定（いわゆる「売り込み価格」）で契約した後、徐々に値上げをして、結果的に契約前より高くなってしまったというケースが発生しています。契約する前に提示された金額がいつまで続くのか、価格が変更になるのはどのような場合なのかなど、契約内容を事前に確認しましょう。

また、現在契約している事業者と解約する際に、配管工事費用などを請求されることがあります。営業に来た業者が解約手続きや代金を肩代わりすると言って契約したはずなのに、実際には対応してくれなかったケースや、解約代行にかかった費用を月額料金の値上げをして回収する事業者もいます。

後々トラブルの原因になるので、契約者本人が解約手続きを行うようにしましょう。

重要なのは、契約内容を十分に確認し納得した上で契約することです。契約する前に契約約款などを確認し、不明な点は事業者を確認を取りましょう。

また、事業者と打合せした内容で、契約書に記載がない事項はなるべく書面に残してもらいましょう。

Check

法律により契約時に書類の交付が義務付けられている内容は以下のとおりです。

- ・ 料金の内訳の詳細
- ・ 設備の所有者について
- ・ 設備、変更、修繕、撤去に必要な費用の負担方法
- ・ 消費者、販売店、保安機関の安全上の責任分担

地域ごとのプロパンガスの平均価格は「財団法人日本エネルギー経済研究所」のホームページで検索することができます。